

都市課長

過去に於ては市道認定されたものが  
軍用地としていた場合のことも申し上げて  
おりましたが、現在、喜友名の方のジローバ  
ナリ、この側の方から現在中通りの改修工事  
をされている訳であります。その方が市道  
引当線として認定されているので、これが維  
持管理の面、この上認定してござる方が  
その物としてどういたすことをされている訳  
です。

川 養

私が聞いているのは、準備権を持っている  
ところの準備と、それからその富研権を  
持っている市の場合、この道路の富研維  
持というものは誰が負うべきであるかという  
ことです。

都市課長

この上、市道の認定されたものは市の方で  
富研する訳です。

川 養

市が富研権をいっているという事は、備  
備権を持っているところの準備と、了解と  
が、意見を監視して、その上、申しているとい  
う方がどうですか。

議 事

休憩のたつた。(午前11時32分)

再開のたつた。(午前11時33分)

建設省北支局長

「前日にお知らせしたとおり、おかげで昨日の視察された中、この専用道路は行かなくていい。」

脚 録

今回の議事の中で、この専用地区を市道に認定したものは入っておりませんが、過去に認定されたものの中には「線路沿い」がある。これはジョーバーから喜友名に通じる道路。喜友名に唯一の道路である。これは専用地区から出て行く。もし市道に認定した場合、維持管理は軍がやるものでもありましたが、住民の福祉を重視する立場からは、その責任を明確にする問題があり、住民の福祉を考慮する方がベストだ。という観点から、この認定された線路沿いの専用地区。このように維持管理は当然、喜友名の住民のために市がやるべきで、この法的に不明確なものは十分考慮してあり、これを認めて、この専用地区の認定された線路沿いである。



11 者

分論部では、維持管理をやるという  
ことについては、分論了解を得る、身元を  
分けること、これが責任を担っていること  
この身元を自分自身の責任において十分  
維持管理をやる、やって周囲の住民に道  
徳を教えるという感じが、そのために  
了断したという感じがする。

都市課長

折衝はやりきれぬ、軍の言い分では  
軍用道路では無いというところを主張  
が、軍としては軍道路の場合には維持  
修繕費もやるという感じが、この分  
けは道路では無いという関係で、軍  
としては維持修繕もやるという感じが  
する。

11 者

このことは、軍用地の中にも結局市道は  
所設道路であるという考え方が、  
軍用地の中にも市道の道路がある  
ことが、

都市課長

このこと、折衝の場面にあり、地域  
の住民、特に重要な軍用地と申す  
ことが、道路の在り方、程度、管理  
は、その責任が、

II 着

此方で外れは多ね、有七集落者外りの  
老も外れはトガも身用地であり、この認定  
有る集落にたいして十分后継有ると思  
はれており。此方で外れは外れ身用地の中  
に在り、住民の希望であり、或は住民福祉  
のために行う所である。有七市各の責任  
を認定しなす。

都市計画

有七 P.Oラインの場合の趣旨が相当違  
なして、航空燃料、この有七関係と私共  
といふことは非常の都市認定には有る  
と疑問を持つておられる。有七はこ  
れについて維持管理は不可能と思はれる。

II 着

外れの方、責任を回避している。どう  
しても那覇の方には既に P.Oラインで有る。那  
覇市がやっておられる方がいかにいかに  
レインラインで有る方が有る。有七は完全  
に維持管理が行なわれており。有七  
が宜野湾市にあるところの P.Oラインで有る。  
同様の迷惑をかけることは十分承知しなが  
ら有七の方にはこれに対して手を取れない。有七  
の方の責任は疑問をもつておられる。有七  
の責任を認めない。これは疑問の余  
地なく責任を認めない。有七の方の先  
程、有七の方の責任を身用地と認めない。

或は住民福祉のために行うべきこととされ  
ておられる。用地権を重視しててもおられる  
やれおられる。市道認定をやらせおられる  
のでおられる。

柳新緑会

今のP.Oラインを引かれることも、私も軍関係  
を引かれて、塩野浜市の方が工事をする  
場合の場合には建っている物件を全部が  
壊れなければならないというところが  
ない。色々住民感情との問題がござります  
し、おかげでP.Oラインについては非常に困難  
視されるかと。

II 着

と言ったのは、おのP.Oラインには市道として  
は基準に届かないというので、おの道路の  
形態からして幅員とその他の条件を考慮する場  
合に、市道として認定する性質のものとして  
おられるかと。基準に届かないかと。

柳新緑会

基準には届かないかと。

II 着

届かないという場合は市道として認定する  
のが極めて困難な場合は可能じゃあないかと。







川 着

此の如く此の場合には印しては何かの事では  
なうもなうと云うことですか。

市 長

此の既述の返還協定で返還されてはいた  
りませんか。

川 着

現時点で。

市 長

現時点で何回かこれでもう一回  
下りつたか。

川 着

印通しての請求は出来たか。此の如く  
此の年をかりることですか。

市 長

此の如くかりの場合、此の如くガソリン  
などが通って行く様でござりますが、此の全  
部重量車を通って大丈夫であるという設備  
を今現在認めるところでござります。此が相当  
大層がかりをして直野津市ではどうして  
おられるか。

川 着

此の如くは入札のやり方ではござります。此の場合、此の  
印の監銀料

併成の中にも市道として当然やるべき道路  
の、在りしと私、あると見らる。為て、専網  
に居候してゐるやうにしておれば、私は  
先づ積極的の認定を以てもらうが、その維持  
管理をどうか、十分やるつもりでやうか  
うか、これを一応要請しておらう。

### 1 着

建設常任委員会では認定をすべきものとして  
おいておらうが、市道認定基準専網の目的  
に居候した市当局の道路行政の意欲は  
大体認めらるが、その中の路線の振替、  
その重要性、路線の規模の基準やう  
専網の中に、現在提出された27路線が居  
候してゐるが、その旨は建設常任  
委員会としてその基準を採用して専網に差  
すべし認定をすべきの結論を出してし  
らう。

### 建設常任委員会

幅員、延長なども見らる。そのへ  
んも十分着意の中で話し合はれたが、延長  
が見らる。例へばその道路は右に打  
れたが、そして、その道路も行はれてゐる  
が、このうちから通する道路やうか、その場  
局に延長は見らる。支線はこれに  
とらる。支線と支線の中の道路、そのう  
ちのうちのうちのうちのうちのうちの  
部であるが、これを系統から申し上げられた



局は在籍申請を上げ、その他の必要の紙  
で通用されたものが、今でこれはいつか  
おのづからいはいらぬでそのうち意味から  
して市道認定申請の取組を時期にきてお  
うかといふと検討して取組をすすめるに  
向けて申し上げておりました。

1 着  
付、おかげで、終了です。

4 着  
市道認定された路線におきまして貨貨  
料を支払われている路線が少いです。こ  
れらの貨貨料は市道に認定された後の  
借金はどうなっていますか。

建設課 市道認定  
市道認定申請の中、申請した場合は  
その区が責任を持って、いかに問題を解  
決してあるかという点も考慮が二つあり、  
おとてその区からの申請者はそれを十分熟  
知して申請されたことになって、我々は受けつ  
ておりました。

4 着  
この問題は補償はどのようにしてか、  
市道に認定されたものの貨貨料を支払うか  
(補償不能)。



課している。

## II 着

この場合は事前の買入れのしやすさから  
の場合には当然に売却部が買入れのしやすさ  
のしやすさの観点から課税される。

### 建設地権者

この場合は、市道認定済の場合には地主  
の承諾がある限り、この場合は地主向  
でこの場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主は地主の承諾を得る必要はない。  
この場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主の承諾を得る必要はない。  
地主の承諾を得る必要はない。

## II 着

この場合は、市道認定済の場合には地主  
の承諾がある限り、この場合は地主向  
でこの場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主は地主の承諾を得る必要はない。  
この場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主の承諾を得る必要はない。

### 建設地権者

この場合は、市道認定済の場合には地主  
の承諾がある限り、この場合は地主向  
でこの場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主は地主の承諾を得る必要はない。

### 都市計画

この場合は、市道認定済の場合には地主  
の承諾がある限り、この場合は地主向  
でこの場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主は地主の承諾を得る必要はない。  
この場合は地主の承諾を得る必要はない。  
地主の承諾を得る必要はない。



川 着

入ったので款イナ。

議 長

何かの質疑もたのきで取りついで、質疑を打ち切りたいと思ふ方が、公衆議をなさる。

議 長

公衆議をなさるから、質疑を打ち切り、おのれで委員長の報告も終了です。

議 長

本堂に打ち出す討論を求めた。

議 長

討論を希望したいと思ふ方が、公衆議をなさる。

議 長

公衆議を取り上げた。討論を終了したいという要求は付いた。  
議決番号、直野議場の市道認定についてを議決した。  
委員長の報告通り議決した。公衆議をなさる。

(公衆議のとき)

議

委員の報告  
通り、議定することに決まるといふこと。

議

白根茅田、陳情第17号、嘉敷後原並に  
真栄原上茶原一帯の土地については6月13日  
の本会議において建設常任委員会に付託  
してありましたが、報告者が参っており、  
本報告書を事務局へ提出して朗読すること。  
この間休憩といふこと。  
(午後12時4分)

議

再開といふこと。(午後12時5分)

議

建設常任委員会の報告を求めた。

建設常任委員会

陳情第17号、嘉敷後原並に真栄原上茶原  
一帯の土地については、建設常任委員会に付託  
してありましたが、その審査の結果を報告  
すること。  
結果としては、限られた期間内では十分の議  
程がたつておいて、本会議に返戻す  
ことと決定いたしました。以上で報告終了  
です。

議 察

休憩のし方。(午後12時6分)  
再開のし方。(午後12時8分)

議 察

19日の質疑が二回あり、本会議へ  
返答のし方決定のし方。

議 察

休憩のし方。(午後12時9分)  
再開のし方。(午後12時9分)

議 察

陣情を17日、朝飯後原並に、真栄系上原  
原一帯の土俵について、本陣情のつたては  
原野の都合上、建設費此重負の方の付託  
をして着先を依頼し、一見一物が、19日の  
おのれご意見にて。

(果議のし方)

議 察

公議のし方にて、建設費此重負の方  
の方の付託のし方。尚、着先の方流し開  
原中の着先を依頼し、次に議のし方  
にて報告を依頼し、一見一物。

議 察

本議のし方にて、17日以前の日程を終り、午後

114  
12時より教育委員会関係の議案を審議  
した。14時。15時。

議 長

休憩 - 14時。15時。(午後12時11分)

再開 - 14時。15時。(午後2時10分)

議 長

午後の本会議を閉す。

日誌第9号。継続審議中の議案第95号直野  
津に教育委員会補助費交付規則について、日誌  
第10号同じ継続審議中の議案第94号教育  
委員会の設置について、日誌第11号同じ継  
続審議中の議案第93号。1972年度直野津  
教育委員会補助費交付金再出給について。

議 長

休憩 - 14時。15時。(午後2時10分)

再開 - 14時。15時。(午後2時15分)

議 長

三案件に對する質疑を許す。

議 長

休憩 - 14時。15時。(午後2時15分)

再開 - 14時。15時。(午後2時16分)

9 着

午前の本会議は終了。一般庶民の補

正の子算審議をやりなおす部でござい  
ます。一般会計が教育委員会の予  
算に於いて2,000円の負担金の増額が  
支出されております。以上、教育委員会は2,000  
円歳入で済ませておられる部でござい  
ます。支出項目の何れかをお知らせ願  
います。

教育委員

会計の方から話をしていただきます。

支部係

1日教1日19部。風病児教室の建設  
分担任に充てられております。

9 審

午前中の一般会計の子算審議の中で、当局  
の説明にしております。教育委員会の予算  
予備費が削減されて、400円は削った  
と分かっております。皆さうして局長は  
一言でございまして、私、皆さう  
の予備費の補正額を見れば、2,  
523円の補正減減にしております。400  
円の負担増のけの問題は、これ数字  
の結果がわかっております。教育委員会は  
2,400円要求したとされても、400円  
は予備費でございまして、削減の消極的  
な努力でございまして、結果的に私  
午前中の当局にも申し述べたように、教

教育負担金の400万円の減額に併せて行われる  
も、当初の負担金は400万円は減らさず、  
その分の削減は場内。教育委員会の答申  
に於いて本来の義務教育の教育費とし  
て削減されるべき結果に付いて  
了解がある。当初の計画は、その一  
意味で、削減に付いては、その負担は十分  
にその分を教育費に充て、準備費が不足  
しないように、その負担に付いては何れも  
思いつく。

### 教育費

原部の方からお尋ねをします。

### 9 番

私がお聞きしたいのは、この教育費は免  
り行われる。これは現場に於いても然りと  
して、父兄の負担も然りと見られる。  
この削減は負担金の減額要求として、  
当初の教育負担金を削減して、その分  
を教育費に充て、準備費が不足しない  
ように、現場の子供達に於いて教育費  
原を以て、その負担に付いては、その  
負担に付いて、その分を教育費に充て、  
当初の負担金を削減して、その分を  
原に充て、その分を教育費に充て、  
6,000万円の赤字金が現在残っていると  
、操業費も教育委員会の負担に付いては、  
我々は原に充て、その分を教育費に充て、

教育委員会

これ、新年度当初予算でこれだけの  
分担額は把握しきれず、増減がなされる  
でなければならぬ。9月の補正でそれだけの  
分担当額を決定し、その後の増減がなされ、与  
後の場合、新年度当初予算の分担額を生じ  
ておられる把握しきれず、新年度では  
予備費がその分担当額より予備費から  
引かれること、そして必要の場合には  
増減、その分担当額の場合、予備費に  
引かれることがあり得る。どうして  
おられるか、その分担当額を

9 審

この場合、委員会の先生方では基本業務を  
行なうに十分な見込み、新年度当初  
に計画している新しい事業、新しい教育負担  
がその場合、十分な見込み、その負担は  
どのようにして新しい事業を行なうか、  
一度は皆それ、当初の負担額を十分  
又、この予算執行上支障がある場合に  
は、予備費がその分担当額より  
新しい事業、新しい負担額がその場合、  
十分な見込み、当初からその基本業務を十分  
に確保し、皆それ、予算執行の  
予備費で十分である。新しい目的、その予  
備費、十分である。当初から一般に  
の財源に十分な見込み、先達し、十分な  
分、26.000円、その分担当額

この現象は、この立場に立って見ると、  
場面に、我々は自身に責任をもちたいが、  
同時に補正する必要があるから、  
これは水が流れてくる方向で、当初の根本  
的な態度が、おへんと変わって行くが、  
結果としておられるのが、非常に、  
おられる。金と一言で、要するに  
警察に甚だ疑問をもちたい。  
完全に教育費が手続をたたくおられる  
おられる。現場においては、おられる  
おられる。教育行政の首脳が、  
教育費化者の方で、おられる。態度  
におられる。現場には、おられる  
おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。

おられる。おられる。おられる。正式の  
機関として、おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。

教育委員会  
正式の文書は出ている。

9 着  
おられる。おられる。おられる。おられる。  
おられる。おられる。おられる。おられる。









教育委員会

本局より、今夜は職員4名行っており  
予、列車の職員が、生徒が20名で職員が  
教員が4名、4名の中1人が教頭、3  
名は教諭に任じられており、このうち教諭  
と教頭、旅費の何は旅費、教頭等が通  
りかかると、今夜の場合、20名の生徒と一  
等客の4名が責任をもって、同じ責任で生徒  
を離れる教員は1名あり、宿泊も乗り物も  
1名と1名と一緒であるが、教頭は1名で教  
頭は1名と1名だが、教頭も同じ列車で  
今夜の場合には支給されるべきであるが、  
予、予て委員会で決めた同様の取扱いは  
である。

8 巻

本局、随時このようにして同様の取扱  
をしよう。

教育委員会

よりである。

9 巻

上記、この場合のことは規則に照らして  
行われるが、規則には規定がないため、この  
教育委員会はこれについて何かの指示があるが、  
旅費が支給される、同じ列車に乗る生徒から  
片一方では7日支給される、片一方では1日  
支給される、これは規則の定めによる一  
緒である。

行いながら。

### 教員養成

同業の取組一をやるという事は規則に照らしながら、規則に従って随分この条文が外れているが、これを適用する、同じ板一をやるには適用するということになるかと思っております。

### 8 養

若い若年、随分このようにもなっているが、これは実際は外れていると思っております。教員先生自身が何かの目的で進められ、その色も出るわけですね。申請もされています。一トではこのようにもなっている場合も一ト二トの職務に於いて随分このようにもなっているが、これは一トではこの規則を誠実にやるか、守るべきかと思っております。規則は教育委員会、或は議会等でも、このように機関でもなっているわけですね。一応は制定された以上は市民の力でこれを守る。市民に対してはどのような規則に基づいて我々は運営しているかと。運営するに当たっては規則規則、条例でなっている。市民に対してはこれを乱用されたり非常に、自分たちのことを言われておられる方が。今後、このように例が今後起るに場合でも解釈が向かっている方の解釈が正しいかと。今後このように起るに場合でも向かい合えるので、連絡方法をやるという事は非常に重要であると思っております。これら



計画では秀とらおのりたが、これはおのりた  
と、これはおのりた。現在、皆おのりた  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。

教育次長

原部係の方からお知らせいたします。

原部係

おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。

原部係

おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。

原部係

おのりたおのりた。

原部係

おのりたおのりた。おのりたおのりた。  
おのりたおのりた。おのりたおのりた。

ふりかえりもやいてもらいたいので、おついでにこれは  
原稿がご入用です。これは親として今後の予  
算審議の場合に御用がらお困りしてはと  
思っています。

原稿係

現在の時点ではお気をつけておりました。

9 着  
お上りです。

18 着  
旅費の件について、この旅行は唯野湾市の  
中学校交際生と引率旅費、4名と合わせてお  
すが、この旅の費用の内は確かに中学生が  
シトお上りかたに考えられる方が。

旅費係

お上りです。中学生お上りです。

18 着  
お上りかたについて、生徒20名に対して4名  
の引率者が行かれています。ト5名以上は旅  
行中管理をお願いします。お上りかたに  
て4名引率者がいらっしゃいます。お上りかたに  
お上りかたに交際生と一緒に行かれますか  
お上りかたに行かれますか、お上りかたに  
お上りかたに。

教育委員會

委員が何人から4名派遣したと云つては  
ありませぬ。生徒は20名で、両校から10  
名、男7名、女が3名、女が12名行つてお  
りませぬ。その引当は各この学校の生徒会が指  
導を担うてゐる。これは学校からの要求で生  
徒会の指導を担うてゐる教師を以てして、  
と云つて一トは是非固着して校長が教頭  
がしてゐるからといふ何がありませぬ。学校とし  
てははじめての事ではある。当局から市外へ  
或は即決して何をしてゐるからといふ何もあり  
ませぬ。これができなければ委員が何人行つ  
てゐるからといふ事でもありませぬ。都府が  
要があるから教頭を一ト固着して派遣した  
と云つては女の子が何人か、色々の指導  
の面でも先生も一トは行つてゐるからとい  
ふ事でもいふ事でもありませぬ。

議 答

以上三条件に満たない場合は、質疑も終了とし  
てありませぬ。質疑を打ち切りたいと思つて、  
結果議を以てする。

(果議はして時)

議 答

結果議がありませぬ。質疑を打ち切ると  
いふ事でもありませぬ。

議 告

議案第95号、宜野湾区教育委員会補助金交付規則の改正の討論を求めた。

議 告

討論の省略を申し述べ、意見を述べたが、公衆議院で可決した。

議 告

公衆議院で可決した。討論を省略して、表決に付した。

議案第95号、宜野湾区教育委員会補助金交付規則の改正を表決に付した。

原案の通り可決した。公衆議院で可決した。

(衆議院の議決)

議 告

公衆議院で可決した。原案の通り可決した。公衆議院で可決した。

議 告

議案第94号に付した討論を求めた。

議 告

討論の省略を申し述べ、意見を述べたが、公衆議院で可決した。

議 各

ご異議ありなれば、討論を省略いたし  
して表決に付し可。

議案第94号 教育台帳を起すに  
付し表決に付し可。

原案の通り可決するに  
ご異議ごない可。

(異議なしとす)

議 各

ご異議ありなれば、原案通り可決する  
に決定せしめし可。

議 各

次に、議案第95号の  
討論を求め可。

議 各

討論を省略いたし  
ご異議ごない可。

(異議なしとす)

議 各

ご異議ありなれば、討論を省略いたし  
して表決に付し可。

議案第95号、1970年度  
道庁教育台帳入帳  
補正予算を起すに  
付し表決に付し可。

原案の通り可決するに  
ご異議ごない可。

(果議のしと時ふ)

議 号

公果議がかりたれて、原案通り可決の  
ことになった。

議 号

以上のとおりして、第92回道庁議事録  
例案を閉じることになった。  
各時同のたけり、換筆者議を題として議  
にたけりたことになった。  
以上をたけりて閉じることになった。

(午後2時57分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する。

昭和  
1977年 7月31日

宜野湾市議会 議長

議事録署名議員

多和田真一 

議事録署名議員

志城正克 